

分類コード	X - 1 - 1 - 1 - 02
保存期間	10年(令和11年12月31日まで)

秋本教 第157号 務 第417号  
生企第352号 刑企第122号  
交企第122号 備一第9 1号  
令和元年 5 月 2 4 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

被疑者取調べ監督実施要領の一部改正について(例規)

被疑者取調べの監督については、「被疑者取調べ監督実施要領の一部改正について(例規)」(平成31年3月5日付け秋本総第28号、教第58号、務第160号、生企第91号、刑企第37号、交企第34号、備一第24号。以下「旧例規」という。)により運用してきたところであるが、この度、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則(平成20年国家公安委員会規則第4号)の一部が改正されたことに伴い、旧例規の一部を改正し、6月1日から、別添「被疑者取調べ監督実施要領」のとおり運用することとしたので、引き続き、厳正かつ確実な取調べ監督業務の推進に努められたい。

なお、旧例規は、5月31日をもって廃止する。

## 別添

### 被疑者取調べ監督実施要領

#### 1 制度の趣旨

被疑者取調べの監督は、捜査部門以外の部門に取調べの監督を行わせることにより、警察組織内部におけるチェック機能を発揮させ、不適正な取調べの未然防止を図ろうとするものである。

#### 2 留意事項

被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則(平成20年国家公安委員会規則第4号。以下「適正化規則」という。)第2条第3項の趣旨を踏まえ、被疑者取調べの監督が、必要な限度を超えて取調べ警察官その他の関係者の業務に支障を及ぼし、又は犯罪捜査の不当な妨げとならないよう注意しなければならない。

#### 3 体制等

##### (1) 取調べ監督室

警務部教養課取調べ監督室(以下「取調べ監督室」という。)においては、被疑者取調べの監督の実施に当たり、関係部門と連携しつつ、必要な指導教養等を行うとともに、適時に検証を行い、適正化規則の円滑かつ適切な施行を図るものとする。

##### (2) 取調べ監督官の指名等

次により、適正化規則第4条第2項に規定する取調べ監督官及びその職務を補助する者(以下「監督補助者」という。)を指名するものとする。

##### ア 取調べ監督官

警察本部に置かれる取調べ室に係るものについては、警察本部長が教養課取調べ監督室長(以下「取調べ監督室長」という。)及び取調べ監督室の課長補佐の職にある者を、警察署に置かれる取調べ室に係るものについては、警察署長が警察署の警務課長の職にある者をそれぞれ取調べ監督官に指名するものとする。

##### イ 監督補助者

(ア) 警察本部に置かれる取調べ室に係るものについては、警察本部長が取調べ監督室の係長の職にある者及び次表の右欄に掲げる者をそれぞれ監督補助者に指名するものとする。

区 分	監督補助者
生活安全部地域課機動警察隊	生活安全部地域課企画担当の警部又は警部補
生活安全部地域課鉄道警察隊	同上
刑事部機動捜査隊	刑事部刑事企画課企画担当の警部又は警部補
交通部交通機動隊	交通部交通機動隊企画担当の警部又は警部補
交通部高速道路交通警察隊	交通部高速道路交通警察隊企画担当の警部又は警部補
交通部高速道路交通警察隊十和田分駐隊	交通部高速道路交通警察隊十和田分駐隊長
交通部高速道路交通警察隊横手分駐隊	交通部高速道路交通警察隊横手分駐隊長

(イ) 警察署に置かれる取調べ室に係るものについては、警察署長が警務係長の職にある者及び当直長(秋田県警察署の処務に関する訓令(平成13年秋田県警察本部訓令第4号)第9条第2項に規定する当直長をいう。)の職務に従事する者を充てるものとし、当直長を補佐する立場にある警部補を監督補助者に指名すること

ができるものとする。

- (ウ) 北秋田警察署森吉幹部交番、能代警察署二ツ井交番、五城目警察署天王幹部交番、由利本荘警察署矢島幹部交番、同署にかほ幹部交番、大仙警察署美郷交番及び横手警察署増田幹部交番に置かれる取調べ室に係るものについては、警察署長が交番所長をそれぞれ監督補助者に指名することができるものとする。ただし、指名に当たっては、あらかじめ取調べ監督室長及び生活安全部地域課長との協議を経て警察本部長の承認を得るものとする。
- (エ) 当直時間帯における監督補助者は、当直時間帯の終了後、速やかに取調べ監督官に業務を引き継ぐものとする。

#### ウ 巡察官

- (ア) 適正化規則第8条の規定による巡察を行う場合には、取調べ監督室の取調べ監督官を巡察官に指名するものとする。
- (イ) 巡察は、警察本部長が必要があると認めるときに、県内の取調べ室を巡察させるものとし、その結果を巡察結果報告書（様式1）により明らかにしておくものとする。

#### エ 取調べ調査官

適正化規則第10条の規定による調査を行う場合には、取調べ監督室長を取調べ調査官に指名するものとする。

- (3) 捜査主任官（犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第20条に規定する捜査主任官をいう。以下同じ。）との連絡
  - ア 取調べ監督官と捜査主任官は、被疑者取調べの監督に関し、相互に緊密な連絡を保たなければならない。
  - イ 被疑者取調べを指揮する警察署と被疑者取調べの監督を行う警察署とが異なる場合においては、特に、取調べ監督官と捜査主任官の緊密な連絡を保つものとする。

### 4 実施要領

#### (1) 被疑者取調べの状況の確認等

- ア 捜査部門は、被疑者取調べの予定を取調べ監督官等に連絡するものとし、予期しない被疑者の取調べが行われることとなった場合も同様とする。ただし、捜査部門において犯罪捜査に特段の支障を生ずると認める場合には、必ずしも被疑者名や罪名等まで連絡する必要はなく、予定時間及び取調べ場所を連絡するものとする。
- イ 取調べ監督官等は、取調べ状況管理システムによる確認及び事件指揮簿（犯罪捜査規範第19条第2項）、取調べ状況報告書（犯罪捜査規範第182条の2第1項）等の閲覧その他の方法により、全ての被疑者取調べの状況について確認することが必要である。この場合、次の点に留意するものとする。
  - (ア) 適正化規則第6条第1項の「その他の方法」には、取調べ室の外部からの視認も含まれるが、視認を行うに当たっては、不定期な実施に努めること。
  - (イ) 取調べ監督官等は、取調べ状況報告書等の記載内容を閲覧することにより被疑者取調べの状況を確認すること。ただし、捜査部門において犯罪捜査に特段の支障を生ずると認める場合には、必ずしも被疑者名や罪名等まで明らかにする必要はない。

(ウ) 他の警察署等において捜査中の事件に係る被疑者の取調べが、自署の取調べ室において行われる場合、取調べ監督官等は当該取調べに係る事件指揮簿、取調べ状況報告書等の閲覧を行うに当たっては、当該他の警察署等の取調べ監督官等と緊密に連絡を図り、関係書類の写しの送付又は必要なデータの共有などにより、当該被疑者取調べの状況を確認すること。この場合は捜査主任官においても、当該取調べ室のある警察署の取調べ監督官等に対して必要な書類を送付し、又はデータを送信するよう配慮すること。

(エ) 捜査を担当する都道府県警察と取調べ場所を管轄する都道府県警察とが異なる場合には、捜査を担当する都道府県警察が被疑者取調べの監督についても責任を負う。この場合、警察法（昭和29年法律第162号）第59条の規定に基づき、当該監督の実施及びその結果について相互に緊密に連絡すること。具体的には、甲県警察の事件に係る被疑者取調べが乙県丙警察署の取調べ室で行われる場合には、同条の規定による都道府県警察間の相互協力の範囲内で、乙県丙警察署の取調べ室に置かれる取調べ監督官が、被疑者取調べの状況の確認を行い、また、当該確認の結果を甲県警察に通知する。

ウ 取調べ監督官等は、上記イの確認を行った結果、適正化規則第3条第1項第2号の規定による監督対象行為（以下「監督対象行為」という。）に該当するか否かが判然としなかった場合において、捜査主任官に所要の業務上の指導等を促すことが適当であると判断した場合等は、捜査主任官に当該確認の結果を通知するとともに、その旨を取調べ状況確認結果等記録簿（様式2。以下「記録簿」という。）に記録することとする。

エ 取調べ監督官等は、上記イの確認を行った結果、現に監督対象行為を認めた場合は、適正化規則第6条第3項又は第4項の規定による措置を講ずるとともに、所属長まで報告した上で、当該措置の内容について取調べ監督室を通じて警察本部長まで報告するものとする。この場合、捜査主任官においても、同様に、適正化規則第6条第3項又は第4項の規定に相当する措置を講ずるものとする。

オ 適正化規則第9条第1項の規定に基づく警察本部長に対する報告は、記録簿により取調べ監督室を通じて報告するものとする。

## (2) 苦情の通知及び処理

ア 警察職員は、被疑者取調べについて苦情の申出を受けたときは、被疑者取調べの監督に関する所定の手続と併行して、他の職務執行に関する苦情の申出を受けた場合と同様、警務部広報広聴課（以下「広報広聴課」という。）を通じて警察本部長に報告するものとする。

イ 広報広聴課は、苦情の受理について警察本部長に報告した後、被疑者取調べについて苦情の申出を受けた旨及びその内容を取調べ監督室に通知するものとする。

ウ 通知を受けた取調べ監督室は、苦情処理を担当する部署を指定して、事実関係の確認を行うよう連絡するものとする。

エ 連絡を受けた苦情処理を担当する部署は、関係する取調べ監督官等と連携し、取調べ警察官、その他関係者からの聴取、関係書類等から事実関係の確認を行うとともに、取調べ監督室に対して、随時、報告の上、所要の指導等を受けるものとする。

オ 苦情処理を担当する部署は、上記エの結果を取調べ監督室に報告するとともに、必要に応じて、苦情の対象となった行為が監督対象行為に該当するか否かについて意見を付するものとする。

カ 上記オを踏まえ、取調べ監督室において監督対象行為が行われたと疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、適正化規則第10条に基づく調査を行うものとする。この場合、上記エの確認結果を活用できるものとする。

キ 取調べ監督室は、調査結果報告書を作成し、警察本部長に報告するとともに、苦情処理を担当する部署及び広報広聴課に通知するものとする。この場合において、当該行為が規律違反に該当するおそれがあると認められるときは、警務部監察課(以下「監察課」という。)にも通知するなど緊密な連携を図るものとする。

ク 通知を受けた広報広聴課は、苦情処理の所定の手続に従い、事実関係の有無などについて、必要に応じて苦情の申出者に通知するものとする。

### (3) 調査

警察本部長は、被疑者取調べについての苦情、警察署等からの報告等から合理的に判断して被疑者取調べにおいて監督対象行為が行われたと疑うに足りる相当な理由があるときは、取調べ調査官に、当該被疑者取調べにおける監督対象行為の有無の調査を行わせるものとする。この場合において、取調べ調査官は、適正化規則第10条第2項及び第3項の規定による職務を行うものとする。ただし、監察課が行う調査と競合する場合は、警察本部長の指揮監督の下、監察課と緊密に連携を図るものとする。

### (4) 都道府県間の連絡

対象となる被疑者取調べが他の都道府県警察で行われる場合には、警察法第59条の規定に基づき、当該監督の実施及びその結果について当該都道府県警察と緊密に連絡するものとする。この場合における被疑者取調べの実施連絡、視認結果の通知を始めとする都道府県警察間の連絡については、犯罪捜査共助規則(昭和32年国家公安委員会規則第3号)の規定による共助の依頼を実施するに当たり各捜査担当部門が共助の連絡を行う場合又は受けた場合に取調べ監督室にその旨を連絡することにより行うものとする。

様式1 (3(2)ウ(イ)関係)

本部長	警務部長	首席参事官	教養課長

## 巡察結果報告書

巡察官	階 級	氏 名	印
巡察日時	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分		
巡察先	警察署・隊		
巡察結果			
備考			

様式2(4(1)ウ関係)

取調べ状況確認結果等記録簿

被疑者・被告人 氏名等	逮捕・勾留有無 及び罪名	取調べ月日 (事前承認の有無)	取調べ時間	取調べ場所	取調べ担当者 氏名	被疑者供述調書 作成事実	通訳人・言語	被疑者の署名・指印	監督官の視認	監督対象行為
								その他参考事項		
( 年 月 日生)	有・無 〔 〕	月 日 (有・無)	: ~ : : ~ : : ~ :			有・無 通	有・無 〔 〕	有・無	有・無 : ~ : : ~ : : ~ :	<input type="checkbox"/> あり ( ) <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 疑いあり <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 疑いなし
( 年 月 日生)	有・無 〔 〕	月 日 (有・無)	: ~ : : ~ : : ~ :			有・無 通	有・無 〔 〕	有・無	有・無 : ~ : : ~ : : ~ :	<input type="checkbox"/> あり ( ) <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 疑いあり <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 疑いなし
( 年 月 日生)	有・無 〔 〕	月 日 (有・無)	: ~ : : ~ : : ~ :			有・無 通	有・無 〔 〕	有・無	有・無 : ~ : : ~ : : ~ :	<input type="checkbox"/> あり ( ) <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 疑いあり <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 疑いなし
( 年 月 日生)	有・無 〔 〕	月 日 (有・無)	: ~ : : ~ : : ~ :			有・無 通	有・無 〔 〕	有・無	有・無 : ~ : : ~ : : ~ :	<input type="checkbox"/> あり ( ) <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 疑いあり <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 疑いなし
( 年 月 日生)	有・無 〔 〕	月 日 (有・無)	: ~ : : ~ : : ~ :			有・無 通	有・無 〔 〕	有・無	有・無 : ~ : : ~ : : ~ :	<input type="checkbox"/> あり ( ) <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 疑いあり <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 疑いなし
( 年 月 日生)	有・無 〔 〕	月 日 (有・無)	: ~ : : ~ : : ~ :			有・無 通	有・無 〔 〕	有・無	有・無 : ~ : : ~ : : ~ :	<input type="checkbox"/> あり ( ) <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 疑いあり <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 疑いなし
( 年 月 日生)	有・無 〔 〕	月 日 (有・無)	: ~ : : ~ : : ~ :			有・無 通	有・無 〔 〕	有・無	有・無 : ~ : : ~ : : ~ :	<input type="checkbox"/> あり ( ) <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 疑いあり <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 疑いなし
( 年 月 日生)	有・無 〔 〕	月 日 (有・無)	: ~ : : ~ : : ~ :			有・無 通	有・無 〔 〕	有・無	有・無 : ~ : : ~ : : ~ :	<input type="checkbox"/> あり ( ) <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 疑いあり <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 疑いなし
( 年 月 日生)	有・無 〔 〕	月 日 (有・無)	: ~ : : ~ : : ~ :			有・無 通	有・無 〔 〕	有・無	有・無 : ~ : : ~ : : ~ :	<input type="checkbox"/> あり ( ) <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 疑いあり <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 疑いなし
( 年 月 日生)	有・無 〔 〕	月 日 (有・無)	: ~ : : ~ : : ~ :			有・無 通	有・無 〔 〕	有・無	有・無 : ~ : : ~ : : ~ :	<input type="checkbox"/> あり ( ) <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 疑いあり <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 疑いなし

※ 「その他参考事項」には、監督官等が確認した資料等を記載

※ 「監督対象行為」欄の通知には、捜査主任官に通知した場合に☑すること